

生田哲郎◎弁護士・弁理士／佐野辰巳◎弁護士

特許権を侵害する旨をInstagramに投稿した行為が不正競争行為に該当すると認定された事例

[東京地方裁判所 令和6年10月23日判決 令和5年(ワ)第70272号・第70460号]

1. 事案の概要

本件本訴事件は、発明の名称を「親綱支柱用治具」とする特許第6843385号（本件特許）の特許権者である原告が、被告製品が本件特許の請求項1に係る発明（本件発明）の技術的範囲に属すると主張して被告会社に差止め等を求め、被告会社およびその代表取締役等に対して損害賠償を請求した事案です。

本件反訴事件は、被告会社が、原告が原告代表者名義のInstagramに投稿（本件投稿）を行ったことが、競争関係にある被告会社の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、または流布する行為であって、不正競争防止法（以下、不競法）2条1項21号の不正競争行為に該当すると主張して、原告に対して差止めおよび損害賠償を請求した事案です。

ここでは、反訴事件を中心に取り上げます。

2. 本訴事件の概要

（1）本訴に係る争点

本訴では、本件発明の構成要件がA～Eに分説できるところ、そのうちの構成要件CおよびEの充足性（争点

1）、均等侵害の成否（争点2）などが争われました。

（2）裁判所の判断（結論部分）

裁判所は、被告製品は構成要件CおよびEを充足しない（争点1）、本件発明と被告製品は本件発明の本質的部分が相違するから均等侵害の第1要件を充足しない（争点2）、と判断を示し、その余の争点（均等侵害の第2、第3、第5要件）は判断しませんでした。

3. 反訴に係る当事者の主張

（1）本件投稿を行うことが「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」といえるか

ア 被告会社（反訴原告）の主張

本訴での主張のとおり、「被告製品は本件特許権を侵害するものではないところ、本件投稿では、被告製品の販売等が本件特許権を侵害する旨の記載がされているから、本件投稿は、『虚偽の事実を告知し、又は流布』するものである」。

「そして、原告と被告会社は、親綱支柱取付治具の市場において競争関係にあり、また、親綱支柱取付治具として市場に流通している製品は、原告が

本件発明を利用して製造、販売等する製品（以下『原告製品』という。）と被告製品の二種類のみであることからすれば、原告や被告会社の取引先は、本件投稿が被告会社又は被告製品を対象とするものであることを容易に理解することができる。

したがって、本件投稿を行うことは、『他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為』であるといえる」

イ 原告（反訴被告）の主張

「本件投稿は、原告代表者の個人的なアカウントを利用して投稿されたものであり、同アカウントで行われている投稿は、本件投稿を除き原告代表者の趣味の内容に関するものにすぎない。

さらに、原告は、本件投稿を投稿してから約24時間で削除している上、本件投稿では、被告会社や被告製品についての直接的な言及はないこと、本件投稿に添付されている本件特許の特許証においては、特許番号、特許権者の住所又は氏名、出願番号等の情報が黒塗りにされていることなどからすれば、本件投稿の閲覧者において、本件投稿が被告会社又は被告製品を対象と

するものであると読み取ることはできない」

(2) 故意または過失の有無

ア 被告会社の主張

「本件投稿では均等侵害について言及されているから、原告は文言侵害が成立しないことを認識していたといえる。そして、均等侵害は例外的な場合に成立するにとどまるものにすぎず、原告もそのことを理解していたにもかかわらず、被告会社の反論等を確認することなく、本件投稿に及んでいる。」

したがって、原告には、不正競争行為について、故意又は過失がある」

イ 原告の主張

「原告製品と被告製品は、その形状が類似している上、被告は被告製品に関する特許出願を行っているが、その出願の請求項の大部分について、新規性又は進歩性を欠くという理由から、拒絶理由通知を受けている。」

さらに、原告は、本件投稿を行う前に、その顧問弁護士及び顧問弁理士から、被告製品が本件特許権を侵害する旨の見解を得ていた。

そうだとすれば、原告には、不正競争行為について、故意又は過失があるとはいえない」

4. 裁判所の判断

(1) 本件投稿を行うことが「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」といえるか

「原告と被告会社は、親綱支柱用治具の市場において競争関係にあり、本件投稿が行われた当時、同市場に流通

している製品は、原告製品と被告製品の二つのみであり、同時期において、被告製品は、原告製品の唯一の競合品であったことが認められる。

そして、……本件投稿は、原告名義で行われたものであるところ、本件投稿においては、『まずはコピー品・パッタもんの特許申請を取り下げなさい』、『次に既に生産したコピー品・パッタもんを全品・1つ残らず回収し全てを破棄しなさい。普段から仲良くさせて頂いているお客様を取り込み・盾にしているからと言って 私や会社が躊躇するような事象ではありません』、『特許法違反は刑事事件に類する犯罪です』、『今日より2週間の猶予を与えます。それでも謝意や動きがないのであれば告訴します』という内容が記載されていた上、刑事告訴、特許権の侵害の罪の法定刑や刑事罰及び均等侵害に関する解説、本件特許権の特許証が添付されていたこと、同特許証においては、その一部が黒塗りにになっていたものの、発明の名称（親綱支柱用治具）、出願日及び登録日は黒塗りでされおらず、特許権者の住所の一部も分かる状態になっていたことが認められる。

このような親綱支柱用治具の業界内の状況及び本件投稿の内容に照らすと、原告や被告会社の取引先としては、本件投稿は、被告会社による被告製品の販売等が本件特許権を侵害するとの事実を述べるものであると理解すると認められる。

そうすると、……被告製品が本件特許権を侵害するものではない以上、本件投稿の内容は、被告会社の『虚偽の事実』であると認めるのが相当である。

また、前記の本件投稿の内容に加え、……本件投稿を見た複数の被告会社の取引先が、被告会社に問合せを行っていたことが認められることからすると、仮に原告が主張するように本件投稿が投稿から約24時間で削除されていたとしても、本件投稿が被告会社の『営業上の信用を害する』ものであることは明らかである。

そして、……本件投稿は、原告代表者のInstagramのアカウントにおいて行われたものであるところ、……同アカウントの内容は、不特定又は多数の人物が閲覧可能なものであったと認められるから、本件投稿は、被告会社による被告製品の販売等が本件特許権を侵害するとの事実を『流布する行為』といえる。

以上によれば、本件投稿を行うことは、『他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を』『流布する行為』に該当すると認められる」

(2) 故意または過失の有無

「本件投稿では、均等侵害に関する解説が添付されており、原告は、本件投稿が行われた当時、被告製品について文言侵害が成立しない可能性を認識していたものといえる。」

そして、……本件投稿は、原告から被告会社に対する警告書……の送付前に行われたものであって、被告会社の特許権侵害に関する認識を確認することなくされたものである」

「このような事情からすれば、原告には不正競争行為について、少なくとも過失があったものと認められる」

「原告は、①原告製品と被告製品は、

その形状が類似している上、被告会社は被告製品に関する特許出願を行っているが、その出願の請求項の大部分について、新規性又は進歩性を欠くという理由から、拒絶理由通知を受けていること、②原告は、本件投稿を行う前に、その顧問弁護士及び顧問弁理士から、被告製品が本件特許権を侵害する旨の見解を得ていたことを、故意又は過失を否定する事情として主張する。

しかしながら、上記①について、製品の一部の形状が類似していたり、被告製品の内容を前提にした特許出願の大部分が新規性又は進歩性を欠くという判断がされていたりしたとしても、その事実は、被告製品が本件発明の技術的範囲に属することを直ちに裏付けるものではない。さらに、……上記の拒絶理由通知は、本件投稿後……で行われたものであることが認められ、原告は、上記通知を認識した上で本件投稿を行ったわけでもないから、上記通知の存在等が原告の過失を否定する事情になるとはいえない。

また、上記②について、そもそも原告が顧問弁護士及び顧問弁理士から受けていた見解の具体的内容は明らかではない上、仮に原告が何らかの見解を得ていたとしても、被告会社の見解を全く確認することなく本件投稿を行ったことを正当化する事情にはならず、このような事情も過失を否定する事情にならないというべきである」

5. 考察

(1) 不競法2条1項21号の要件

不競法2条1項21号は「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚

偽の事実を告知し、又は流布する行為」が不正競争であると定めています。この要件は、①競争関係にある他人の営業上の信用を害する、②虚偽の事実を、③告知し、または流布する行為です。また、不法行為に基づく損害賠償請求の要件として、④故意または過失によることがあります。以下、本件について説明します。

(2) 虚偽の事実か

本件投稿では、特許番号、被告会社名、被告製品名が明示的には記載されていません。しかし、本件特許権の特許証が掲載され、特許番号など一部が黒塗りされていたものの、発明の名称、出願日、登録日が可読状態でした。特許権者、発明の名称、出願日が分かれば、誰でも簡単な検索で本件特許権を知ることができます。

そのうえ、本件投稿には特許権侵害罪や均等侵害の解説があったことから、本件投稿は本件特許権を侵害する旨の記述であると誰でも容易に理解するでしょう。

また、被告会社名や被告製品名が明記されていませんが、親綱支柱用治具の市場で流通する製品が原告製品と被告製品の2種類しかなかったという特殊事情に鑑みれば、本件投稿は被告製品が本件特許権を侵害する旨を述べて

いることも容易に理解できます。一部を黒塗りする、相手方名を明記しないといった配慮をしていても、当該記述に接した者が容易に理解できるのであれば、虚偽事実の記載との認定を免れませんので注意が必要です。

(3) 故意または過失があるか

原告は、被告会社の特許出願が拒絶理由通知を受けている事実などを挙げて、被告製品が特許権を侵害すると認識したことに過失がない旨主張しています。

しかし、被告製品に係る特許出願が拒絶されることと、被告製品が特許権侵害になることは全く別の問題です。

仮に、原告の特許公報を引例として被告の特許出願が新規性なしとして拒絶された場合であっても、出願審査では、原告の特許公報（先行文献）の記載全体と出願に係る発明が対比されるのに対し、特許権侵害の判断では、原告特許の特許請求の範囲に記載された発明と被告製品が対比されるので、対比対象が異なるためです。

また、仮に原告が顧問弁護士等の見解を得ていたとしても、被告会社の弁明を聞くことなく本件投稿を行ったことに注意義務違反（＝過失）があったといえるでしょう。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

さの たつみ

東北大学大学院理学修士課程修了後、化学メーカーに入社し、特許担当者として勤務。2007年弁護士登録後、インテックス法律特許事務所に在籍。